

# わが国石油化学産業の環境整備についての要望

～我が国石油化学産業の空洞化を阻止するために～

2011年11月  
石油化学工業協会

わが国石油化学産業を取り巻く事業環境は、国内市場の成熟化、国内顧客生産拠点の海外シフトによる内需縮小及び中東をはじめとする新興勢力との競争激化など厳しい状況にあります。かかる状況を踏まえ、石油化学産業各社は生き残りをかけ成長市場であり、なおかつ外資誘致に積極的なアジア諸国への生産及び研究開発拠点シフト(空洞化)を加速させざるを得ない状況となっております。

わが国石油化学産業及び主な関連産業は、生産高で約 25 兆円、雇用では約70万人(うち中小企業が約40万人)の広がりをもつ産業であり、国民生活に役立つ多種多様な製品を製造しており、とりわけ自動車や電気電子等の産業や低炭素化社会構築への素材安定供給及び高度素材技術革新力の提供元として重要な使命を担い大きく貢献しております。更に空洞化が進むと①コンビナートのある地域経済の疲弊②雇用問題③関連中小企業の倒産④技術水準及び技術革新の低下⑤成長産業への素部材供給問題等が深刻化すると思われま

す。この空洞化を回避するためにも我が国の立地競争力保持強化及び我が国産業の持続的成長が図れる環境づくりが重要であると考え、以下の措置を講ずることを要望致します。

## 記

### 1. 研究設備に係わる規制緩和と要望

研究開発は日本の製造業の国際競争力の源泉であり、一日でも他国に先んじて結果を出すことが求められております。しかしながら、国内の研究設備は商業プラントと同等の規制を受けており、諸外国との公平な競争条件が整っているとは言えないのが現状であります。主に、商業プラントと同水準の手続き・技術的基準を要求されることに起因する時間的なロス・コストアップ等により、場合によっては研究開発の一部を海外で実施せざるを得ない状況も現実のものとなってきております。研究開発を国内で継続することに資するよう、研究開発に関わる申請手続きの規制緩和や小規模実験設

備における高圧ガス保安法の適用除外または規制緩和をお願い致します。  
具体的には

(1) 研究開発の為の手続きの所要時間短縮措置として

- ・ 小規模研究設備(ラボ設備・ベンチ設備で処理量 $\leq 10\text{m}^3/\text{D}$ )設置に関する適用除外または手続き簡素化(\*)
- ・ 中規模研究設備(処理量 $\leq 100\text{m}^3/\text{D}$ )設置に関する手続き簡素化(\*)
- ・ 小、中規模研究設備の変更、設備追加に関する手続き簡素化(\*)

(\*) 手続き簡素化:例えば「届け出制」への移行

等をお願い致します。

2. 電力の直接供給に関する要望

(1) 自己託送制度の利用条件の緩和

自ら保有する自家用発電設備の電力対策への活用、バックアップ電源の効率率  
的  
的な持ち方等を図る為に、割高感ある自己託送料金を合理的な料金設定  
に  
して頂きたい。また、サプライチェーン内の資本系列会社を同一企業とみな  
して自己託送を認めるといった自己託送制度の利用範囲の拡大をお願い  
致します。

(2) コンビナート内特定供給制度の規制緩和

自営線によるコンビナート内の電力直接供給(特定供給)については、  
発電者と供給先の関係性(資本関係、人的関係、組合関係等)が強く求め  
られるなど、許可条件が厳格であり、利用しにくい実態にあります。  
コンビナート内の電力融通を促進し、発電設備の集約・効率化による競争  
力強化を図る観点から、関係性の薄い隣接事業者間でも利用できるなど  
適用要件の緩和をお願い致します。

3. 企業間連携の環境整備として、有限責任事業組合(LLP)の改善

現行の組織再編税制では、共同新設分割による組織再編を行う場合、新設分割承継  
する者は「法人」に限られるため、仮に共同事業要件等を満たしていたとしても、LLP  
は対象外となっております。そのため、現物出資の際には簿価での移転ができない等  
の弊害があります。石化業界では、コンビナートを通して近隣の会社との連携による

事業の再編も選択肢として有り得るが、基本的な要件は満たしていてもLLPに法人同様の優遇税制が得られないことは公平感を欠き、再編に向けた選択の幅を狭めるものであります。こうした弊害を速やかに取り除くべく適用要件の緩和をお願い致します。

#### 4. 大規模コンビナート特区の認定

現在、構造改革特区として鹿島地区・京葉臨海地区他が特区認定を受けております。又、国際戦略総合特区として(1)素材・エネルギー産業の国際競争力強化特区(京葉地区)、(2)コンビナート企業全体を一つの企業とみなしたハイパーコンビナート特区(水島地区)の実現に努めております。更に今後、新しい事業の為の製造装置や新規技術を採用した製造装置を国内で最初に設置した際に、外資誘致に積極的な海外諸国の優遇措置と同等な適用を受ける特区、バイオマス活用、再生可能エネルギー(非化石原料・燃料)の開発特区等の展開を考えており、適用認可に向けご支援をお願い致します。

#### 5. タンク、ボイラー設備に関する自主保安特区制度の導入

危険物屋外タンク(消防法)、ボイラー及び圧力容器(労働安全衛生法)においても、自主検査認定制度が導入されているが、その範囲は限定されております。例えば、消防法の事業所認定制度では、大型タンク(容量1万KL以上)の定期保安検査は当局の検査が必要であります。また、ボイラー及び圧力容器では、設備設置後の完成検査及、設備変更時の完成検査及び毎年の性能検査が当局または指定検査機関の検査を受検する必要があります。海外では原則として事業者の自主検査に委ねており、国際競争力の観点からも事業者にとって、より効果的でしかも安全が担保される制度設計を検討するためのパイロットと成り得る自主保安に係る特区制度の導入をお願い致します。具体的には以下の様な制度の導入をお願いしたい。卓越した保安技術と、優れた保安マネジメントシステムを持ち、他国と競争関係にある事業所を含む地域を特区として選定する。その上で、厳しい自主保安認定を受けた事業所に対しては個別企業責任を明確にした上で、個社の自主保安システムを作成、その実施を行うことを許可する。公的機関はシステム通りに管理・運営されているかを監査・監督する。

以上